

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

<p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p>		住所又は本店の所在地	〒 電話 — —
		(フリガナ)	
		氏名又は名称	
		法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
		(フリガナ)	
		代表者氏名	

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 218 条の規定により、次のとおり届け出ます。

給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※ 提出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒 電話 — —
	この届出書を提出する日における給与等の支給人員 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	人 (外 人)
	給与等の支払を受ける者の数が、常時 10 人未満でなくなった理由等	

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署処理欄	起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	部門	決算期	業種番号	番号	入力	名簿	通信日付印	確認
	決裁	・											年 月 日	

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等

1 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から所得税法第 216 条に規定する納期の特例の承認の効力が失われることとなります。

2 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間内に源泉徴収した税額のうちその提出の日の属する月分以前の各月に源泉徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月 10 日までに納付し、その後の各月に源泉徴収した税額は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付していただくこととなります。

(例) この届出書を提出した 日が 3 月中の場合	(給与等)		(納期限)
	1 月～2 月支給分	→	4 月 10 日まで (※)
	3 月支給分	→	4 月 10 日まで
	4 月支給分以降	→	翌月 10 日まで

※ 1 月～2 月分は、納期特例分の徴収高計算書を使用し、3 月分以降は、一般分（毎月納付用）の徴収高計算書を使用してください。

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「住所又は本店の所在地」欄には提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を、「氏名又は名称」欄には提出者の氏名又は名称を、「法人番号」欄には提出者（個人を除きます。）の法人番号を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に代表者の氏名を記載してください。

(2) 「給与支払事務所所在地」の欄は、提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。

(3) 「この届出書を提出する日における給与等の支給人員」欄には、この届出書を提出する月における給与等の支払を受ける者（臨時に雇用している者は除きます。）の数を記載してください。

なお、臨時に雇用している者の数は外書に記載してください。

(4) 「給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等」欄には、給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等を簡記してください。

(例－「事業拡大のため」、「合併のため」等)

(5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。